

I 章：初期対応

初期対応

2020（令和2）年1月下旬から半年程度の段階で、板橋区が行った初期対応を振り返ります。感染症への対応においては、初期対応が重要です。未知のウイルスであった新型コロナウイルスについては、先行きが不透明な状況でしたが、区では柔軟・的確に対応できるよう、感染対策と併せて感染症対応の体制づくりを迅速に行いました。

対策本部設置と情報発信

全庁的な対策本部を立ち上げ、区民への情報発信を行いました。

1月

健康危機管理対策本部を設置

新型コロナ感染症に対地的確な対応を図っていくため、1月31日に「健康危機管理対策本部」を設置しました。区長をはじめとする特別職や部長級職員に加え、感染症や危機管理対応に関係する課長級職員が出席

し、今後の対応等について協議しました。

区公式ホームページにおける感染症情報の発信

健康危機管理対策本部での決定により、区公式ホームページに新型コロナ感染症に関する専用ページを開設【図1】。海外渡航歴のある方への注意喚起や、感染予防、新型コロナ感染症に関する相談先などについて情報発信を行い、区の対策・対応を区民に可能な限り迅速に伝わるようにしました。



【図1】新型コロナ発生直後、板橋区公式ホームページで感染症に関する情報を掲載

2～5月

庁内の感染対策

区役所は通常どおり開庁しましたが、感染対策として、ソーシャルディスタンス確保のサイン表示を行うとともに、窓口への飛沫防止パーテーションの設置、距離を確保した待合椅子の配置などを実施しました。また、区公式ホームページに「区役所に来庁せずにできる手続きについて」のページを作成するなど、来庁者数を抑える取組も実施しました。

このほか、区職員の感染リスクを低減するため、3月から早出勤務・遅出勤務も自由に組み合わせて勤務することができる体制としました。4月上旬に緊急事態宣言が発出されると、業務に支障のない範囲で交代制の在宅勤務及び土日勤務、時差勤務を拡大し、執務室内の人員密度の低下を図りました。また、職場の換気や消毒の徹底、昼休憩を時間差で取得したり会議室をフリースペースとして開放するなど、感染リスクを低減する対策を実施しました。

保健所の体制強化

感染拡大に伴う業務ひっ迫に対応するため、体制強化を行いました。

2月

2類相当指定感染症に対応する保健所の業務ひっ迫

2月1日、感染症法（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律）に基づき、新型コロナウイルスは2類相当の指定感染症に指定され、全数把握対象疾患となりました。

これにより、医師は診断をした際に保健所への届出が必要となり、保健所では、感染経路把握を目的とした患者への行動歴の聞き取りや濃厚接触者の特定を行う積極的疫学調査、患者の健康観察の実施など、多岐にわたる業務を行う必要が生じました。

4月

保健所の体制強化

急増する新型コロナ患者に対応するため、組織改正や職員の兼務発令、他部署からの応援、保健師OB・OGによる業務支援等、あらゆる方策による保健所の体制強化を図りました。感染症対策業務を担う予防対策課感染症グループは当初、保健師の係長のもと、保健師、診療放射線技師、事務職で構成されていましたが、業務の増加により、4月に課内の他グループの保健師3名や、保健師OB・OGによる業務支援対応を図ったほか、7月には、部内保健師6名の兼務発令等により人員体制を強化しました。

健康相談の体制づくり

区民からの相談に対応する健康相談窓口を設置しました。

2月

板橋区帰国者・接触者相談センターを設置

2月3日、国の求めに応じ、発熱、咳などの呼吸器症状がある方からの相談を受け付ける相談窓口を保健所内に設置しました。その後、2月下旬に「新型コロナ受診相談窓口」へ改称して専用ダイヤルを開設し、区民

からの相談件数の増加に応じて回線を増設して対応しました。

4月

板橋区コロナ対策案内電話センターを設置

健康面以外の問合せに迅速に対応するため、問合せ内容に応じて適切に担当部署を案内する「板橋区コロナ対策案内電話センター」を、4月22日に臨時的に開設。経済活動や生活上の相談窓口、区施設・区事業の実施状況などに関する担当部署への案内を行いました。

保健所と区内医療機関との連携

感染拡大の初期から医療機関と密に連携し対応しました。

2月

板橋区感染症ネットワーク会議を開催

板橋区では、区内医療機関、板橋区医師会、板橋区薬剤師会、区保健所で構成される「板橋区感染症ネットワーク会議」を2007（平成19）年に立ち上げ、毎年開催してきました。区が健康危機管理対策本部を設置して間もない2月5日に本ネットワーク会議を開催し、新型コロナウイルス感染症について情報共有と意見交換を行いました。

4月

板橋区新型コロナ対策会議を開催

新型コロナウイルス感染症に関する情報共有や検討のため、板橋区医師会を中心として、各医療機関・保健所との連絡会議「板橋区新型

コロナ対策会議」が開催されました。参加機関は、板橋区医師会と区保健所、帝京大学医学部附属病院、東京都立豊島病院、東京都健康長寿医療センター、日本大学医学部附属板橋病院、板橋中央総合病院の5つの医療機関です。会議はオンラインで開催され、ホストは板橋区医師会が担当しました。

行動制限

区主催事業の中止や学校の臨時休業を実施しました。

2月

区主催事業の中止や学校の一斉臨時休業の決定

2月20日の第3回健康危機管理対策本部会議にて、区主催事業の実施可否の判断基準を決定し、2月28日の第5回会議で、中止により区政運営に支障をきたす恐れのある事業を除き、全ての区主催事業について原則中止することを決定しました。また、政府による全国の小・中学校に対する臨時休業要請を受けて、区では3月2日の午後から春休みを挟んだ4月5日まで、区立幼稚園、小・中学校の臨時休業を決定しました。

6月

学校の段階的な再開

5月25日の緊急事態宣言解除に伴い、区では6月1日から段階的に授業や給食、行事、部活動などを再開しました。再開後の教育活動に際しては、区教育委員会が国の学校再開ガイドライン及び都の感染症予防ガイドラインを踏まえて「板橋区立幼稚園・小中

学校感染症予防ガイドライン」を作成。以降、国や都の動向及び区内の感染状況等に合わせ、適宜改訂を行いながら学校運営を行いました。

区内事業者への支援

中小企業に対する相談窓口を設け、助成等の支援を行いました。

2月

中小企業の資金繰り対策支援

新型コロナウイルスの感染拡大により事業活動に影響を受ける区内中小企業等を支援するため、2月26日、資金繰りや経営に関する相談に対し、中小企業診断士が無料で対応する専用相談窓口を新たに開設しました。併せて、産業経済部産業振興課に「板橋区立企業活性化センター経営改善チーム・コロナ対策チーム」を立ち上げ、区独自の連携ネットワークを駆使し、対応方針のアドバイスや資金繰り表の作成支援など、チームを挙げた対応を図りました。また、新型コロナウイルスの影響を受けた区内中小企業の資金繰り対策として、区産業融資制度を利用する際の利子補給割合を引き上げる緊急特別融資（利子補給の優遇加算措置）を開始しました。

6月

区独自の中小企業に対する経済的支援

営業休止や自粛により売上が減少した区内の小規模企業者・個人事業主に対して、固定費用のうち高い割合を占める家賃（店舗や事務所等の賃料）に相当する費用の一部を

助成する「小規模企業者等緊急家賃助成事業」を実施しました。

区民在宅生活への支援

動画配信サービスなどを活用して、区民生活を支援しました。

4月

「自宅で楽しみ、学べる動画」の配信

イベントの開催中止や施設の利用停止、学校の臨時休業等で社会的なつながりが大きく制限される中、区では、区公式ホームページや動画配信サービスを活用し、全14回にわたる区長による区民へのメッセージのほか、乳幼児から高齢者まで誰もが「自宅で楽しみ、学べる動画」の配信を開始しました。区の子育て応援児童館CAP'Sによる乳幼児向けの体操や高齢者向け筋力トレーニング、区内在住の芸能従事者の協力により制作した講談や落語、大喜利等の「板橋おんらいん寄席」、板橋区観光大使の協力により制作したクイズ動画「板橋区の町名わかるかな？」など、配信メニューを順次追加し、外出制限が徹底される中、明るい話題を提供することで在宅生活を少しでも楽しめるようにしました。